

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和 34 年大磯町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 703 条の 4 第 12 項」を「第 703 条の 4 第 11 項」に改め、同条第 3 項中「法第 703 条の 4 第 21 項」を「法第 703 条の 4 第 19 項」に改め、同条第 4 項中「法第 703 条の 4 第 30 項」を「法第 703 条の 4 第 27 項」に改める。

第 22 条中「法第 703 条の 4 第 12 項」を「法第 703 条の 4 第 11 項」に、「法第 703 条の 4 第 21 項」を「法第 703 条の 4 第 19 項」に、「法第 703 条の 4 第 30 項」を「法第 703 条の 4 第 27 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 23 年 9 月 1 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄